

京都市告示第 107 号

介護保険法第 78 条の 2 第 1 項及び第 115 条の 11 第 1 項の規定により、介護保険法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者及び介護保険法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定しました。

平成 21 年 5 月 13 日

京都市長 門川 大作

1 申請者

株式会社ピナクル（代表取締役 山本 一成）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都府京都市右京区西京極畔勝町 67 番地

3 事業所の名称

小規模多機能銀閣

4 事業所の所在地

京都府京都市西京区下津林南大般若町 120 番地

5 指定する事業の種類

小規模多機能型居宅介護，介護予防小規模多機能型居宅介護

6 指定年月日

平成 21 年 5 月 1 日

7 介護保険事業所番号

2694000031

（保健福祉局長寿社会部介護保険課）